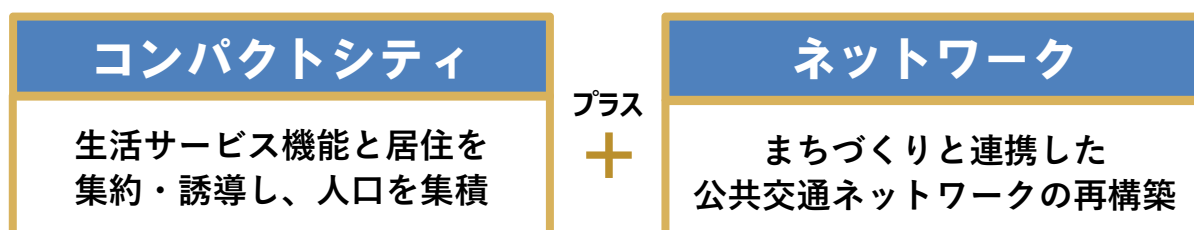


第 1 章 立地適正化計画について

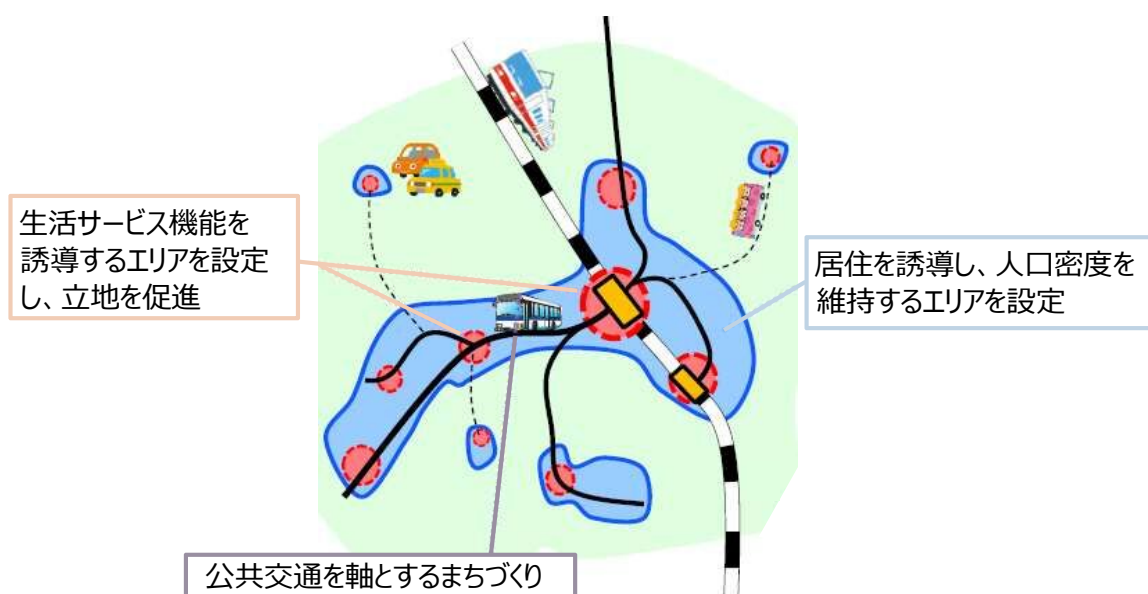
1. 制度創設の背景と目的

日本全体の人口は2010（平成22）年をピークに減少傾向をたどっています。2040（令和22）年には、15歳から64歳までの生産年齢人口は約3割減少し、老年人口については、伸び率は鈍化するものの、全人口の約4割を占めると推計されています。また、多くの地方都市では、これまでの郊外開発によって市街地が拡散してきましたが、拡散した市街地のままで人口が減少し、居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療や福祉、子育て支援、商業などの生活サービスの提供が将来困難になり兼ねない状況にあります。

こうした人口減少、高齢化の進展を背景に、我が国の都市における今後のまちづくりには、高齢者や子育て世代をはじめ、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが求められており、このような課題を解決するためには、生活に必要な施設がまとまって立地し、公共交通によりこれらの施設にアクセスできる都市構造を目指す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めることが重要であるという国の方針が示されました。



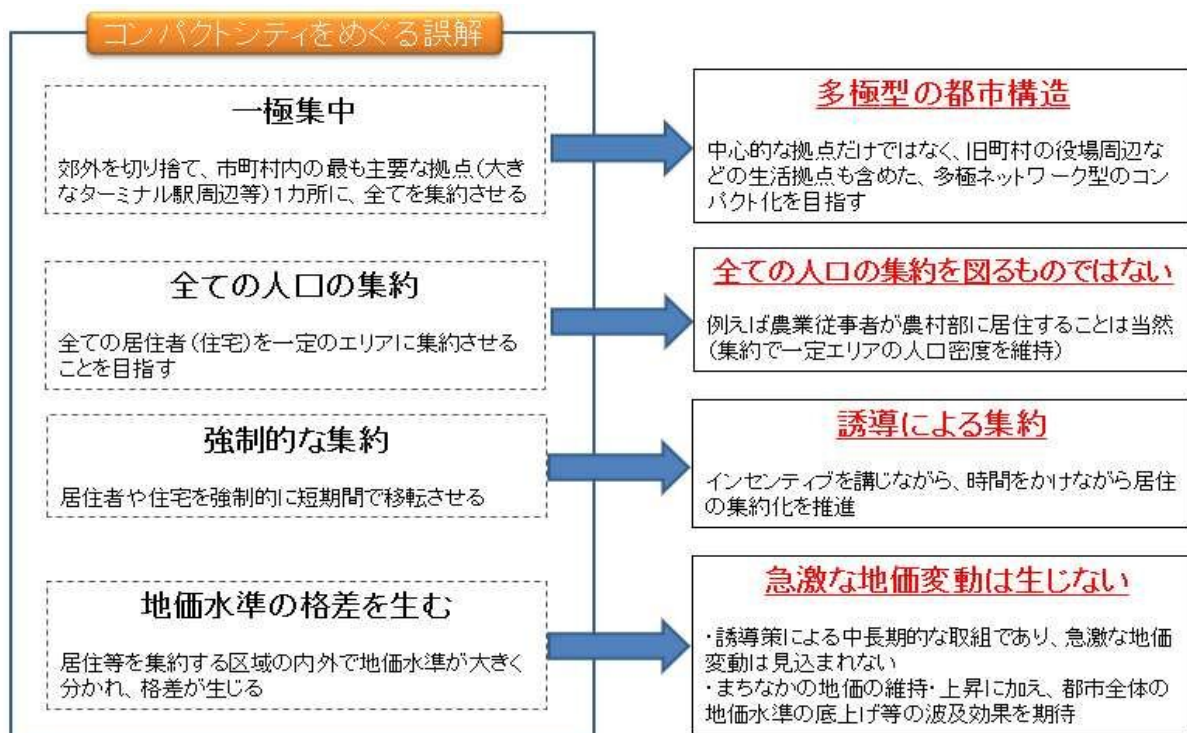
～中心や地域の拠点を利便性の高い公共交通で結ぶ～



出典：国土交通省『改正都市再生特別措置法施行後の状況について』より一部加工

そして、この方針に沿ったまちづくりの促進のため、2014（平成26）年8月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。立地適正化計画とは、同法第81条第1項に定められている「都市計画区域内の区域について住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画」のことです。

立地適正化計画による居住や生活サービス機能の集約・誘導とは、全てを短期間で強制的に一極に集中させるものではなく、時間を掛けながら緩やかに多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指すものです。



出典：国土交通省『立地適正化計画制度』

コンパクトシティ化により期待される効果

- ・人口の集約化等による日常生活機能の持続的維持
- ・生活機能へのアクセス性向上等による徒歩、外出の促進
- ・適切な居住誘導や空地等の管理・活用、歩行者の安全性向上
- ・サービス産業の活性化や外出増加による消費の活発化
- ・公的サービスの効率化や公共施設の統廃合による行政コストの削減
- ・公共交通や徒歩による移動の促進と自動車依存度の減少

出典：国土交通省『都市構造の評価に関するハンドブック』

2. 立地適正化計画で定める主な事項



出典：国土交通省都市局都市計画課『立地適正化計画制度・防災指針』より一部加工

①立地適正化計画の区域

都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体に定めることが基本とされています。本市では全域が対象となります。

②立地の適正化に関する基本的な方針

まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像の実現に向けて実施する施策の基本的な方針。本計画では名張市都市マスタープランの理念や目標などにに基づき定めることとします。

③居住誘導区域

人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

④都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能（生活サービス機能）を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。基本的には、居住誘導区域の中に設けることとされています。

⑤誘導施設

都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設。都市機能誘導区域ごとに定めることとされています。

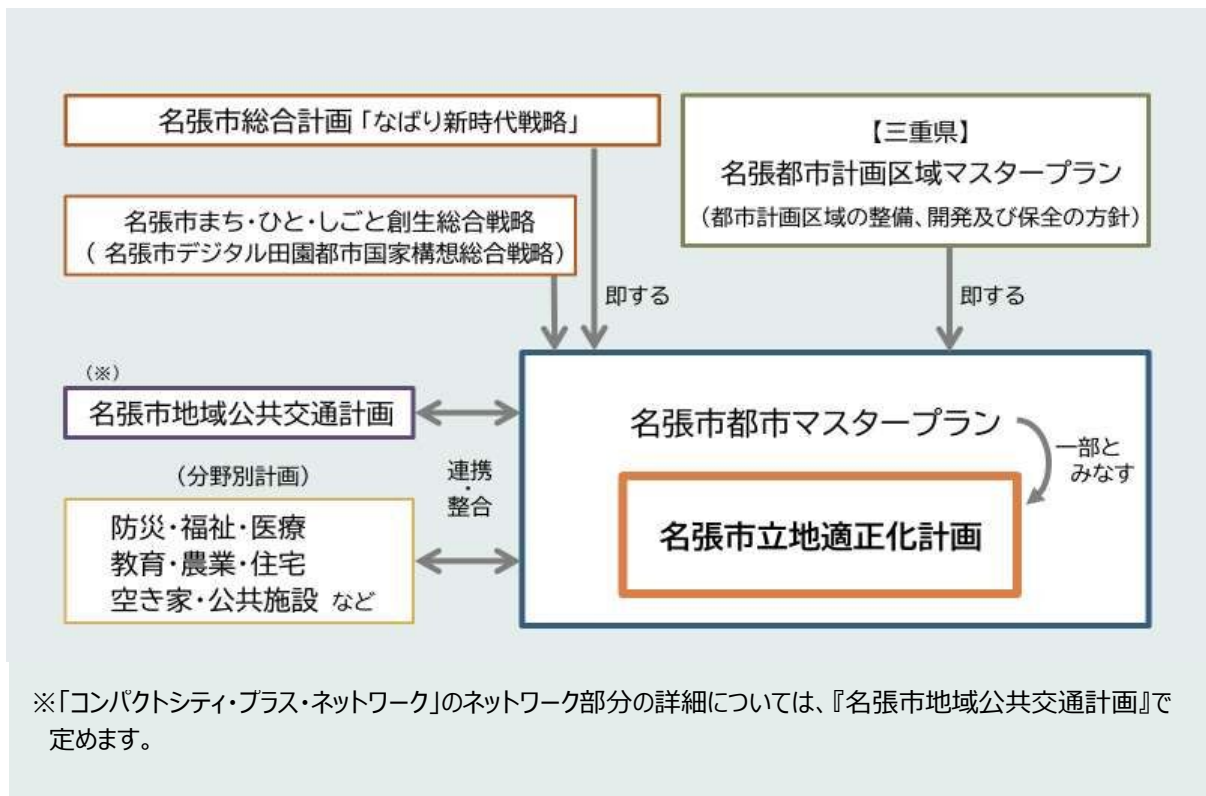
⑥防災指針

住宅や誘導施設の立地と誘導を図るための都市防災機能の確保に関する指針をいいます。

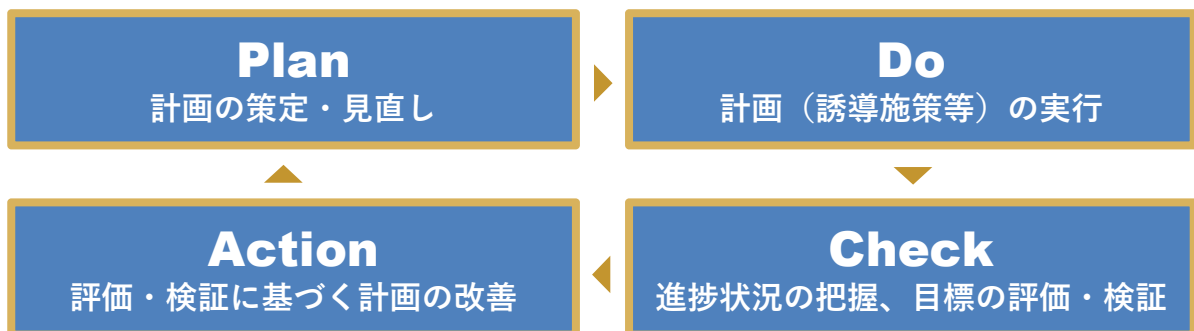
3. 本計画の位置付けと進行管理

立地適正化計画は、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならぬとされています。また、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、市町村の都市計画マスタープランの一部としてみなされます。

本計画は、誘導等の手法により、本市の都市計画マスタープランである『名張市都市マスタープラン』に掲げる理念や方針を実現するためのアクションプランとして策定します。



なお、本計画の対象期間は、概ね20年程度を基本とし、概ね5年ごとに計画進行の評価・見直しを行いながら目標の達成を目指します。



本計画とSDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

国のSDGs実施指針では、地方自治体の様々な計画でSDGsの要素を反映することを期待しています。本計画では、特に「11 住み続けられるまちづくりを」の観点からSDGsの推進を図ります。



出典：国際連合広報センターホームページ